

別紙 3

津奈木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

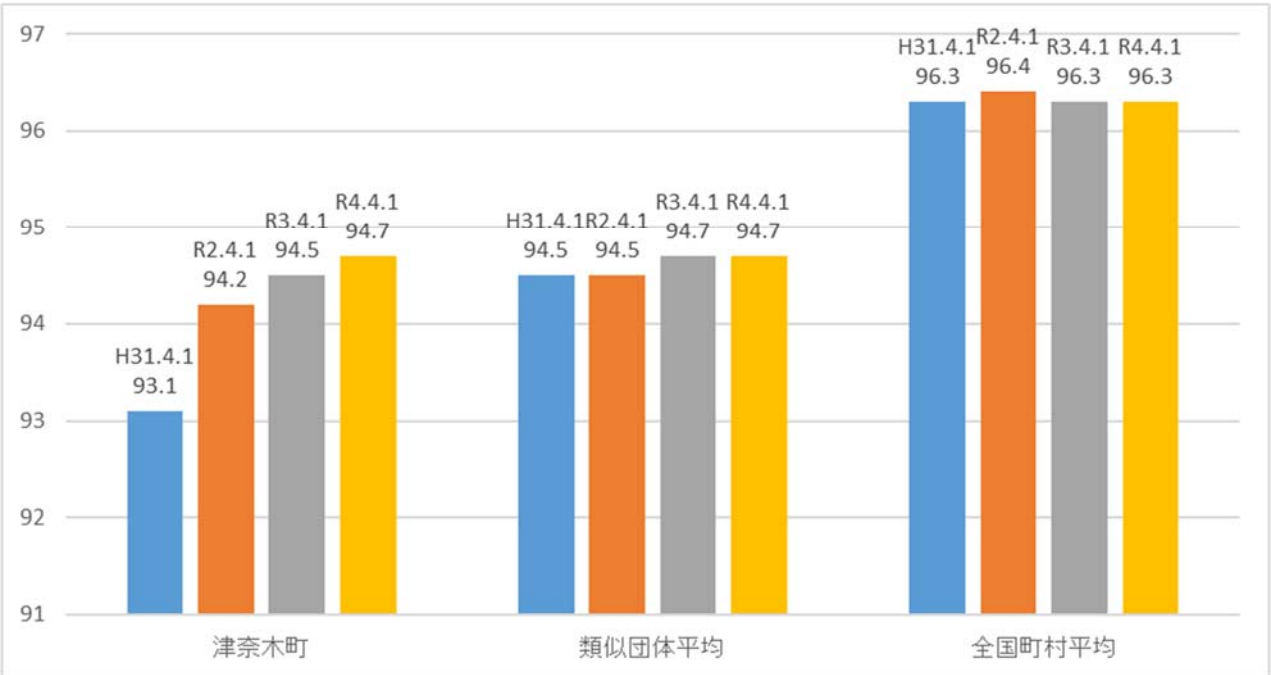
区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 4,324	千円 4,533,481	千円 107,059	千円 726,723	% 16.0	% 17.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 67	千円 211,082	千円 37,163	千円 86,940	千円 335,185	千円 5,003	千円 5,333

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

大卒15年～20年、短大卒10～15年、高卒～1年の職員の階層変動により、各階層の下位に移ったことによる上昇である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
4年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% 0.30	% 0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
4年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.4	月 4.4

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級（全号級）及び2級の初任給に係る号級は引き下げず、3級以上の級の高位号級は50歳台後半層における官民の格差を考慮して最大4%程度引き下げる。
なお、激変緩和のため、3年間（平成31年3月31日まで）の経過期間（現給保障）を実施。
また、他の給与表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）制度なし
（実施時期）熊本県内は地域手当の支給地域がなく、本町においても地域手当に相当する手当はない。

③その他の見直し内容

該当なし

(6)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津 奈 木 町	39.8歳	284,200円	321,600円	304,229円
熊 本 県	43.2歳	325,383円	401,521円	334,531円
国	42.7歳	323,711円	405,049円	— 円
類似団体	40.9歳	290,443円	335,143円	317,423円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
津 奈 木 町	26.1歳	* 円	* 円
熊 本 県	44.7歳	364,537円	402,853円
類似団体	39.3歳	269,582円	297,719円

（※職員数が1名のため、個人情報保護の観点から「*」表示を行っている。）

（注）1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区 分		津 奈 木 町	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	188,700円	185,200円
	高 校 卒	150,600円	154,900円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	147,900円	157,400円	—
	中 学 卒	132,300円	141,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和４年４月１日現在）

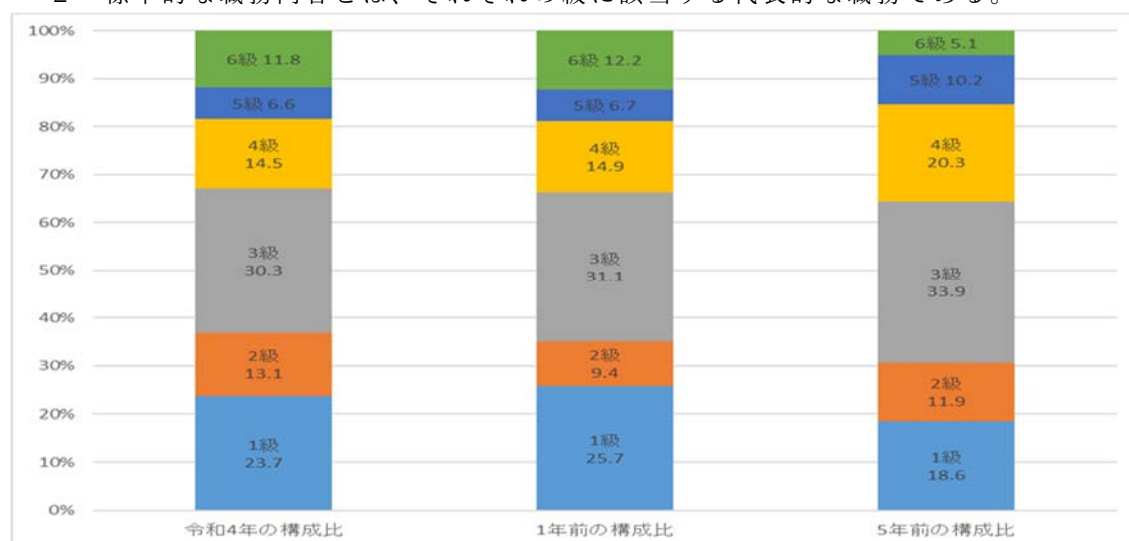
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,600円	345,700円	357,700円	397,700円
	高 校 卒	230,700円	296,600円	347,400円	372,400円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和４年４月１日現在）

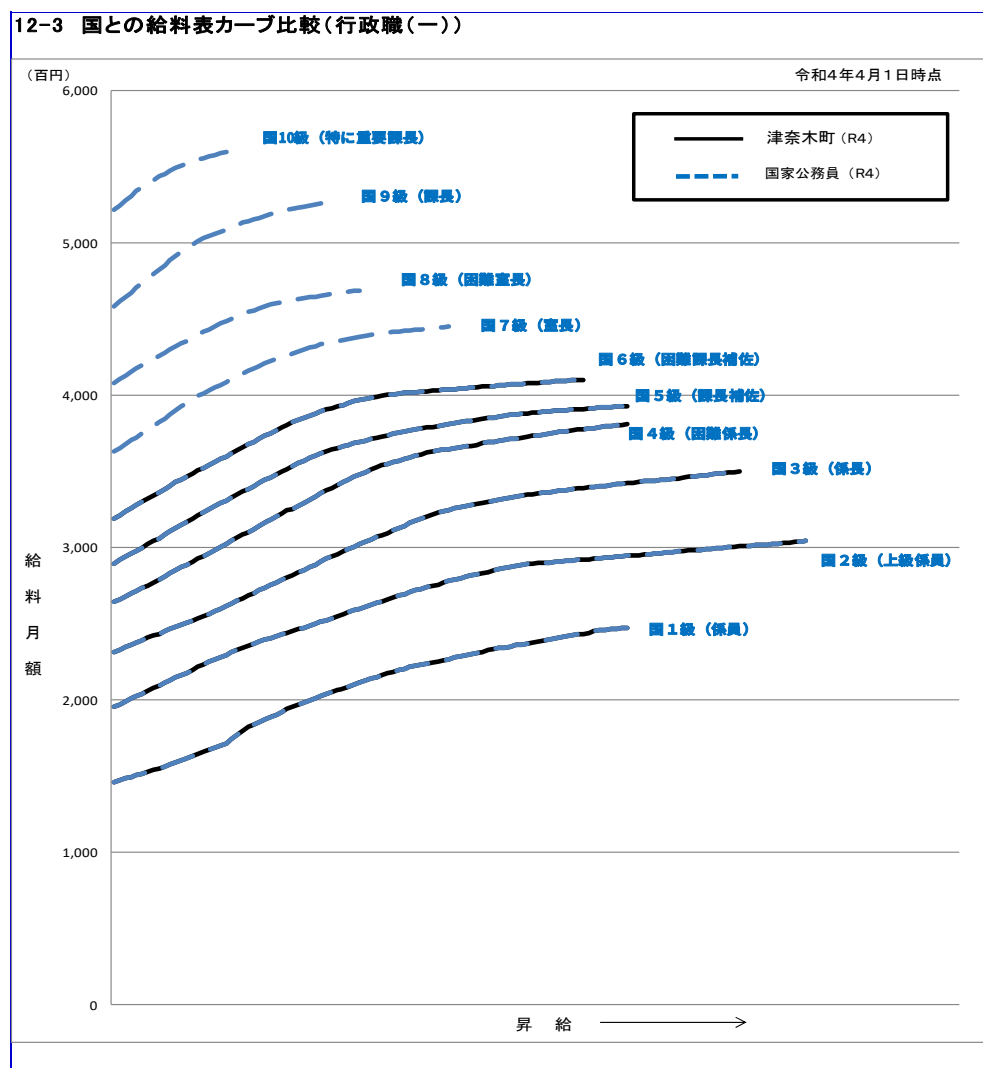
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、保健師	18人	23.7%	150,100円	247,600円
2級	主事、技師、保健師	10人	13.1%	198,500円	304,200円
3級	参事	23人	30.3%	234,400円	350,000円
4級	主幹	11人	14.5%	266,000円	381,000円
5級	課長補佐、審議員	5人	6.6%	290,700円	393,000円
6級	課長、事務局長	9人	11.8%	319,200円	410,200円

- (注) 1 津奈木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（津奈木町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津 奈 木 町	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,382千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,793千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（津奈木町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

津 奈 木 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.70900月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 * 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.70900月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(※職員数が1名のため、個人情報保護の観点から「*」表示を行っている。)

(3) 地域手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（３年度決算）			0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（〇年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（３年度決算）			0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（３年度）			0%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （３年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき	0千円	１日につき 290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（３年度）	14,269千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	242千円
支給実績（２年度）	25,487千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度）	463千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （３年度決算）	支給職員１人 当たり 平均支給年額 （３年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に対し支給 ・ 22歳までの子10,000円 ・ 22歳までの子以外6,500円 （15歳～22歳の子には5,000円の加算）	同じ	—	8,422千円	233,900円
住 居 手 当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給（上限28,000円）	同じ	—	2,633千円	219,400円
通 勤 手 当	・ 交通用具を利用している職員に対し、距離に応じて2,000円から24,500円を支給 ・ 交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同じ	—	2,280千円	55,600円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定	異なる	支給額	4,192千円	524,000円

	額支給。総務課長62,300円、課長・事務局長41,000円、審議員39,400円				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,400円を支給	異なる	年末年始の期間は8,800円支給	4,382千円	168,500円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	740,000円 ()	(参考) 類似団体における最高／最低額 810,000円／455,000円
	副 町 長	561,000円 ()	650,000円／440,000円
報 酬	議 長	310,000円 ()	360,000円／140,000円
	副 議 長	255,000円 ()	320,000円／115,000円
	議 員	233,000円 ()	300,000円／100,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(3年度支給割合) 3.10月分	
	議 長 副 議 員	(3年度支給割合) 3.10月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 740,000円×在職年数×500/100 561,000円×在職年数×500/100	(1期の手当額) (支給時期) 14,800,000円 任期毎 6,507,600円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

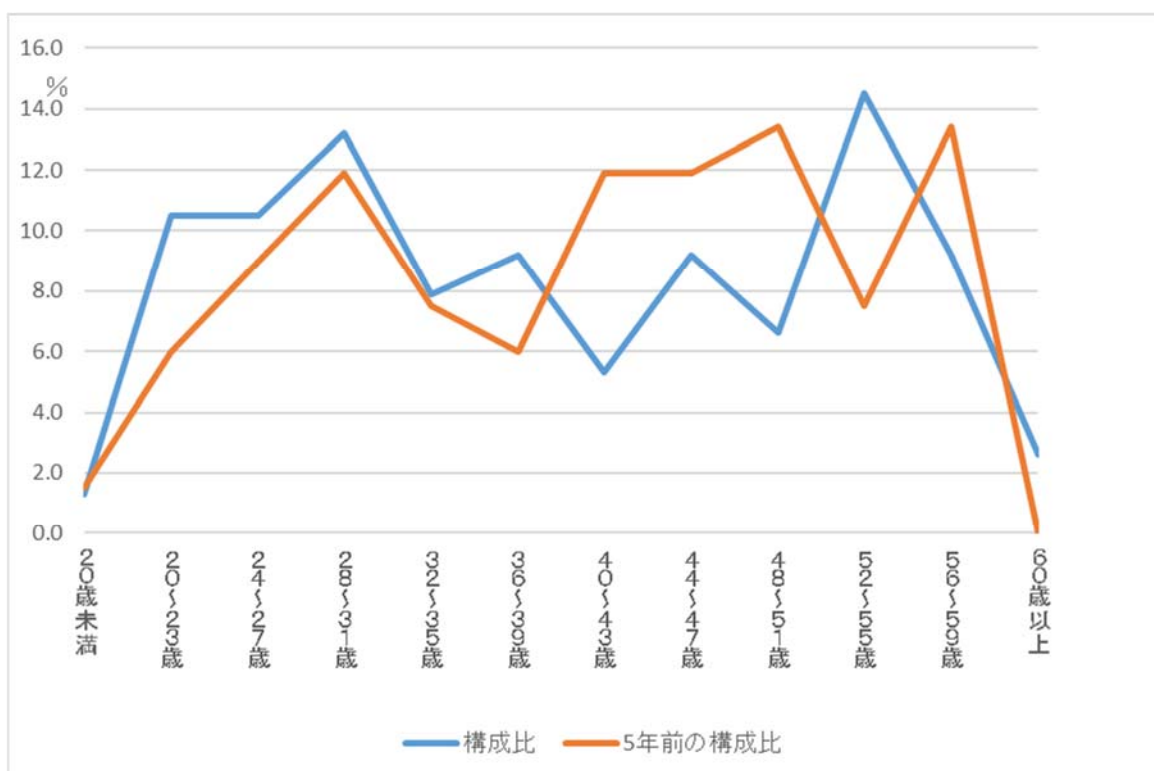
(各年４月１日現在)

部 門 区 分			職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和４年	令和３年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	退職による減 配置換えによる減
		総 務 ・ 企 画	24	23	1	
		税 務	4	5	▲ 1	
		民 生	6	6	0	
		衛 生	4	4	0	
		農 林 水 産	7	6	1	配置換えによる増
		商 工	1	1	0	
		土 木	13	13	0	
	計	60	59	1	<参考> 人口1万当たり職員数 134.53人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 214.30人)	
	教育部門	9	8	1	配置換えによる減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	69	67	2	<参考> 人口1万当たり職員数 154.71人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 249.67人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	1	1	0		
	そ の 他	6	6	0		
	小 計	7	7	0		
合 計			76	74	2	<参考> 人口1万当たり職員数 170.40人
			[77]	[75]	[2]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 8	人 8	人 10	人 6	人 7	人 4	人 7	人 5	人 11	人 7	人 2	人 76

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	51	54	55	55	59	60	9(17.6%)
教育	9	8	9	9	8	9	0(%)
消防							(%)
普通会計計	60	62	64	64	67	69	9(15.0%)
公営企業等会計計	7	7	7	8	7	7	0(%)
総合計	67	69	71	72	74	76	9(13.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

(※職員数が1名のため、個人情報保護の観点から「*」表示を行っている。)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) ○年度の総費用に占 める職員給与費比率
3 年度	千円	千円	千円 *	% *	% *

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3 年度	人 1	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 6,759

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
津 奈 木 町	30歳	* 円	* 円
団 体 平 均	30歳	* 円	* 円
事 業 者	30歳		* 円

（注）１ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

２ 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 奈 木 町	津 奈 木 町（一般行政職）
１人当たり平均支給額（３年度） * 千円	１人当たり平均支給額（３年度） * 千円
（３年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（３年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 ５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 ５～１５％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和４年４月１日現在）

津 奈 木 町	津 奈 木 町（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続２０年 19.6695月分 24.586875月分 勤続２５年 28.0395月分 33.27075月分 勤続３５年 39.7575月分 47.70900月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 該当者なし	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続２０年 19.6695月分 24.586875月分 勤続２５年 28.0395月分 33.27075月分 勤続３５年 39.7575月分 47.70900月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 * 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、３年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和４年４月１日現在）

支 給 実 績（３年度決算）		0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
該当なし	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（３年度決算）			0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（３年度）			0％	
手当の種類（手当数）			1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （３年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき	0千円	１日につき 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績（３年度決算）	* 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	* 千円
支給実績（２年度決算）	* 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	* 千円

- （注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （３年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （３年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・ 22歳までの子10,000円 ・ 22歳までの子以外6,500円 （15歳～22歳の子には5,000円の加算）	同じ	—	* 千円	* 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給（上限28,000円）	同じ	—	* 千円	* 円
通勤手当	・ 交通用具を利用している職員に対し、距離に応じて2,000円から24,500円を支給 ・ 交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同じ	—	* 千円	* 円